

センターの概要

設置主体／横浜市

指定管理者／社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団

① 事業の目的

このセンターは、乳幼児から高齢者までの障害又はその疑いのある方々に対し、地域の関係諸機関・諸施設との連携のもとに、専門的かつ総合的なリハビリテーションを行うことを目的としています。

② 機能と特色

① 総合的機能

広い角度からあらゆる可能性を引き出すため、医学的、心理的、社会的、職業的等総合性をもったリハビリテーションを行います。

② 専門的機能

医師、療法士、心理士、指導員、ソーシャルワーカー等の専門スタッフを配置しています。

③ 中枢・調整的機能

関係する専門諸機関、諸施設との連携を密接に図り、各々がもつ個別的な機能を有効に発揮してもらうための中核的、調整的な役割を担います。

④ 通所・通過的機能

日常生活の場面からできるだけ離れないよう、通院、通所による訓練等を原則とし、かつ専門的訓練終了後は地域の関係諸機関、諸施設と連携していきます。

⑤ 地域サービス

障害が重く通所が困難な方々に対しては、必要に応じて専門スタッフを派遣し、在宅での訓練・指導を行います。また、地域の関係機関に対して技術援助などを実施します。

⑥ 早期発見・早期療育

福祉保健センターの乳幼児健康診査と連携し、障害の早期発見、早期療育に努めます。



交通機関

JR・市営地下鉄「新横浜駅」から…

- ① リハビリテーションセンター専用のバスで5分
※約30分間隔で運行。
発車時刻については、ご利用の前にお問い合わせ下さい。
- ② 新横浜駅5番ポールから、
市営バス300系統「仲町台駅」行きで「浜島橋」下車
- ③ 新横浜駅から徒歩約10分



社会福祉法人
横浜市リハビリテーション事業団
横浜市障害者更生相談所

〒222-0035
横浜市港北区鳥山町1770番地
URL : <http://www.yokohama-rf.jp>
TEL : 045-473-0666 (代表)
FAX : 045-473-0956



リハビリテーション事業団のシンボルマークは、からだ全体を循環する健康を表現しています。

Yokohama Rehabilitation Center

横浜市総合リハビリテーションセンター



羽ばたきへの
スタート



総合相談

- 当センターを利用される、すべての方の相談窓口です。
- 横浜市障害者更生相談所と連携して、相談に応じます。
- 個別の面接相談、障害者更生相談所業務としての判定業務、センター内各部門の利用予約のほかに、関係機関との連絡調整を行います。



人もまちも
やさしくするために

地域サービス

- 在宅生活をされている重度の障害者で、居宅での機能訓練、家屋の改造など、実生活の場で具体的なリハビリテーションを必要とする方々を、福祉保健センター、児童相談所等と連携し、専門スタッフが居宅訪問します。
- 福祉保健センターと協力し、4ヶ月児や1才6ヶ月児健康診査以後の療育相談を行います。
- 福祉施設・学校等関係機関への技術援助を行います。

療育

- 診断・評価に基づく訓練・相談を実施します。また集団の場面を活用した療育や訓練を実施します。
- 就学前の乳幼児を対象に療育の一環として通園療育を行います。
 児童発達支援 (知的 定員 30人)
 医療型児童発達支援 (肢体 定員 40人)
 児童発達支援 (難聴 定員 30人)
 児童発達支援事業所 (ぴーす新横浜 定員 48人)



未来への
お手伝い

社会参加支援

- 社会生活プログラムや機能訓練、職能評価を行います。
 障害者支援施設(定員 施設入所支援 30人 自立訓練(機能訓練) 36人)
- 障害者の就労に向けての職業相談や職能評価を行います。
- 就労移行支援及び障害者手帳をお持ちでない方を対象とした通所による作業訓練、生活訓練等を行います。
 就労支援施設(定員 就労移行支援 30人 職能訓練コース 10人)



可能性を引き出し
社会へ

いつも新しい
リハビリテーションを



企画開発研究

- 障害の評価・分析を行い、主に工学的技術を用いて移動機器や生活支援機器など各種福祉機器の研究開発を行います。
- センター他部門と連携し、種々のニーズに応じた機器の製作や民間企業・大学等との共同研究を行います。
- 関係機関、諸施設の職員や市民への研修・啓発を行います。
 補装具製作施設(補装具の製作や修理を、医師、療法士、義肢装具士、工学技師等が連携して行います。)



介助犬・聴導犬の利用相談
訓練・認定を行います



一貫して
医学の目で見守る

医学的リハビリテーション

- 入院設備(19床)のある診療所を設置しています。
 (リハビリテーション科、整形外科、小児科、精神科等)
- 診断、評価、検査を行い、リハビリテーション計画を立案します。
- 手術、理学療法、作業療法、言語・聴能訓練、心理相談、医療相談などの支援を行います。

利用方法

- 電話相談
リハビリテーションについての各種の相談をソーシャルワーカーが電話でお受けします。
- 利用予約
当センターのご利用にあたっては、まず電話でご相談ください。
※各部門とも原則として紹介予約制となっておりますので、直接来所されてもその日にはご利用できないことがあります。
電話番号：045-473-0666(代表)
相談専用FAX：045-473-0809

相談内容

- 診察や訓練等をご希望の方
現在、通院又は入院している病院の主治医とよくご相談のうえ、紹介してもらうようにしてください。
- 補装具(義肢、装具、車いす等)の判定をご希望の方
居住区の福祉保健センターとご相談のうえ、電話で来所日時の予約をしてください。
- 療育相談、職能相談、施設利用等の相談をご希望の方
リハビリテーションについての各種の相談は、まず電話相談をご利用ください。
- 訪問による各種相談(在宅リハ事業)、住宅改造の相談(住環境整備事業)サービスをご希望の方
居住区の福祉保健センターにご相談ください。
※地域機関と当センターの専門スタッフが合同で訪問いたします。
- 福祉用具に関する専門相談
電話予約のうえ、センター専門職が対応いたします。

身体障害者手帳や障害年金の申請を希望する方へ

- 当センターでも手帳申請のための診断を受けられますが、手帳診断のできる指定医師は他の医療機関にも多数おります。お近くの医療機関に指定医師がいるかどうかを、障害者更生相談所や福祉保健センターに電話でお問い合わせください。
- 障害年金等のための診断書は、現在診てもらっている医療機関で発行してもらうことが適当です。医療機関にかかっていない場合は、お近くの専門病院か、福祉保健センター又は当センターにお問い合わせください。